

改正前	改正後
<p data-bbox="80 204 1095 284">総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方</p> <p data-bbox="826 352 1095 427" style="text-align: right;">平成 25 年 9 月 10 日 財 務 省</p> <p data-bbox="80 544 271 571">第 1 はじめに</p> <p data-bbox="114 592 667 619">1 総額表示義務に関する特例の趣旨及び概要</p> <p data-bbox="136 639 1095 1102">「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成 25 年法律第 41 号。以下「本法」という。）第 10 条第 1 項は、二度にわたる消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼り替え等の事務負担に配慮する観点から、本法の施行日（平成 25 年 10 月 1 日）から、本法が失効する平成 29 年 3 月 31 日までの間、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 63 条に規定する総額表示義務の特例として、税込価格を表示することを要しないものとしているが、消費者の利便性にも配慮する観点から、本特例の適用を受けるための要件として、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」（以下「誤認防止措置」という。）を講じることを求めている。</p> <p data-bbox="136 1123 1095 1294">また、本法第 10 条第 2 項は、消費者の利便性に配慮する観点から、平成 29 年 3 月 31 日までの間であっても、本特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないと規定している。</p> <p data-bbox="96 1362 203 1390">（以下略）</p>	<p data-bbox="1144 204 2159 284">総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方</p> <p data-bbox="1816 352 2159 475" style="text-align: right;">平成 25 年 9 月 10 日 財 務 省 <u>改正：平成 27 年 4 月 1 日</u></p> <p data-bbox="1144 544 1335 571">第 1 はじめに</p> <p data-bbox="1178 592 1731 619">1 総額表示義務に関する特例の趣旨及び概要</p> <p data-bbox="1200 639 2159 1102">「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成 25 年法律第 41 号。以下「本法」という。）第 10 条第 1 項は、二度にわたる消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼り替え等の事務負担に配慮する観点から、本法の施行日（平成 25 年 10 月 1 日）から、本法が失効する平成 30 年 9 月 30 日までの間、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 63 条に規定する総額表示義務の特例として、税込価格を表示することを要しないものとしているが、消費者の利便性にも配慮する観点から、本特例の適用を受けるための要件として、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」（以下「誤認防止措置」という。）を講じることを求めている。</p> <p data-bbox="1200 1123 2159 1294">また、本法第 10 条第 2 項は、消費者の利便性に配慮する観点から、平成 30 年 9 月 30 日までの間であっても、本特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないと規定している。</p> <p data-bbox="1160 1362 1238 1390">（同左）</p>